第６１号議案

　　幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和７年２月２１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成１２年品川区条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第２８条第３号および第４号ならびに第２９条第１項第１号および第３項第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第３１条の２の見出し中「および住居手当」を削り、同条中「、第１２条および第１４条」を「および第１２条」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第２８条第３号および第４号ならびに第２９条第１項第１号および第３項第１号の改正規定ならびに次項および付則第３項の規定は、同年６月１日から施行する。

　（経過措置）

２　令和７年６月１日前に犯した刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号）第１３条に規定する禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の第２９条第１項（第１号に係る部分に限る。）および第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

３　前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て品川区教育委員会規則で定める。

　（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

４　幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和４年品川区条例第５６号）の一部を次のように改正する。

　　付則第９項中「、第１２条および第１４条」を「および第１２条」に改める。

　（説明）定年前再任用短時間勤務職員等に対して住居手当を支給するほか、刑法の改正に伴い規定を整備する必要がある。